

学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止についての基本的な考え方

(1) 定義

いじめ防止対策推進法で定められた定義に基づく。

この基本方針において「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。また、いじめの認知については、特定の教職員のみによることなく、学校におけるいじめの対策組織（いじめ防止対策委員会）を活用し、組織的に判断することが大切である。

(2) 基本的な認識、並びに本校の基本姿勢

- ア 「いじめ」は、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。教職員と生徒が同じ思いをもち「いじめをしない」、「いじめをさせない」、「いじめを見逃さない」、「いじめを許さない」といった毅然とした態度で臨むものとする。
- イ 人間として発達の過程にあり、思春期を迎える生徒にとって、生徒間のトラブルは必ず起きるものという認識に立つ。また、近年、携帯電話、SNS等の普及によりインターネットを媒体とした、「いじめ」が教師や保護者の目に触れないところで行われるようになった。家庭とともに手を携え、一層の未然防止に努める。
- ウ 学校行事や道徳等、教育課程全般をとおして、子供同士、子供と教職員の絆づくりを推進するとともに、正義感と優しい心、規範意識の醸成を軸として情報モラル教育の充実を図る。また、豊かな人間関係の構築や生き方の自覚を深めることで「いじめ撲滅」につながるよう、心の育成を図る。
- エ 個々の問題に対する具体的な「いじめ」の指導は、「いじめ防止・長期欠席対策委員会」を核として、「いじめ」事案に関係する生徒を適切に指導することを原則として行う。学級指導や学年指導等の一斉指導で「いじめられっ子」として誤った認知がされないように指導するとともに、学校全体で組織的な対応を行うよう、教職員の共通理解のもとで推進する。

(3) 育てたい生徒の資質

- ア 互いを認め合い、思い合い、高め合える心。
- イ 明るい挨拶、時間を守る、場を清める、履物をそろえるといった基本的な生活習慣のもと、社会の一員としての自覚をもたせ、望ましい人間関係を構築しようとする姿勢。
- ウ 利己的・排他的な考えによる狭い仲間意識にとらわれない正義感とやさしい心。

(4) 教師の役割

ア 教育活動全般において、生徒一人一人に寄り添う温かい支援をとおして、互いを認め合い、いじめを許さない毅然とした態度で生徒の命と安全を守る。

イ 生徒の絆づくり、居場所づくりができるように教育活動を計画的に展開する。

2 いじめ防止対策組織について

(1) 名 称 「いじめ防止・長期欠席対策委員会（定例・臨時）」

(2) 構成員 校長、教頭、教務主任、校務主任、校務補佐、生徒指導主事、保健主事、学年主任、担任、養護教諭、長期欠席担当教師、スクールカウンセラー

(3) 役 割 いじめ防止、いじめ発生時の最小管理、調査のための取り組みの企画と運営、該当生徒の継続的なフォローアップの方針策定、地域・関係組織との連携等の全般を担う。

3 令和4年度の基本方針

(1) 令和3年度の実態からあきらかになった課題

①「悪口を言っているのではないか」と共通の友人から聞き、不確かな情報が本人に伝わり問題となり、教員へ相談するという事案があった。

②SNS上の書き込み等で、問題となった事案があった。

(2) 課題を解消するための今年度の取組

①人間関係のトラブルからいじめに発展してしまうことがあり、その不安を素直に打ち明けられるよう担任をはじめとする教職員に不安なことを打ち明けられる関係を築くことが重要である。また、悩みを抱えた生徒が適切に相談できる力を養うことや相談機関を子どもや保護者に周知することも大切である。そこで以下のような取り組みを進めていく。

【具体的な取組】

- ・ 休み時間に生徒と会話をすることで、日頃から積極的に生徒と関わり合い、互いに信頼し合える関係を築く。
- ・ 生徒に対して丁寧な言葉遣いや温かい言葉を用いることで、生徒の信頼と敬愛を得るよう努める。
- ・ 年5回（1, 2学期各2回、3学期1回）行う生活アンケートを自宅で回答するようにし、じっくりと思いを記述できるように配慮する。
- ・ 生活アンケートの実施後、担任は学級の生徒全員と面談を行う。生活アンケートへの記述内容に対する聞き取りを丁寧に行い、生徒の声に耳を傾ける。
- ・ 生徒との面談は、担任だけでなく、必要に応じて部活動の顧問等の教師と連携をして行う。
- ・ 学校以外の機関にも安心して悩みを相談できるようにするために、生徒や保護者に学校以外の相談窓口も紹介する。

②生徒がスマートフォンや携帯、タブレット、パソコン、ゲーム機などさまざまな端末を使用している現状があるため、SNSトラブルも多くなっている。教職員が同じ知識や意識でいじめ問題へ対応する必要がある。また、学校と家庭と連携し、生徒自身がトラブルを回避し、加害者にならないようにすることも大切である。そこで以下のような取り組みを実施していく。

【具体的な取組】

- ・ SNSトラブル防止やいじめ防止対策に関する研修・情報交換を学期に一度実施するよう、年間計画内に位置付ける。今年度行う研修内容は以下のとおりである。
 - 1 学期： SNSに関するいじめやいじめの認知について
 - 2 学期： SNS及びいじめ事案発生時の組織的な対応について
 - 3 学期： いじめ事案を基にした事例の検討会について
- ・ いじめ事案への対応は、一人で進めるのではなく、必ず複数名あるいは組織として進める。
- ・ 情報モラル（ネットモラル）について外部機関と連携し出前授業等の実施をする。
- ・ SNSでの画像や動画、いじめに関わる書き込みなどを認知した際は、適切に対応できるように関係機関と連携を図る。
- ・ 本校のいじめ対策組織だけでなく、児童相談所やスクールソーシャルワーカー等、関係機関へも相談をし、いじめの解消に向けて努める。

4 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるようにする。
- (2) いじめに関する調査や保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。
- (3) 基本方針等の見直しを図る（資料1）

1 基本方針

- (1) 互いを認め合い、思い合い、高め合える心をもった生徒を育てる。
- (2) 挨拶を大切に、いじめをなくす啓発活動を行い、安心して通える学校を目指す。 【生徒】
- (3) 生徒に寄り添い温かい支援を行うとともに、いじめを許さない毅然とした態度で生徒の命や安全を守る。 【教師】
- (4) 学区総代会、主任児童委員、民生委員などの地域の方との連携を密にし、学区を上げて本校生徒を守る意識を高める。 【地域】

地域との連携

健全育成協議会
 学校評議委員会
 学区総代
 主任児童委員
 民生委員
 小学校関係者
 地域講師の会関係者

2 いじめ・長期欠席対策委員会

- 1 実施 定例隔月（5, 7, 9, 11, 1, 3月）
臨時
- 2 組織 校長、教頭、教務主任、校務主任、校務補佐、
養護教諭、学年主任、生徒指導主事、各担任
*必要に応じスクールカウンセラーの参加要請
- 3 内容
 ア アンケート調査 年5回
 イ 教育相談の実施 年5回
 ウ 結果の集約、分析、方針 年5回

家庭との協力

学校行事への参加
 アンケートの協力
 家庭訪問
 保護者会
 南中サポータークラブ
 PTAスポーツ懇親会

3 いじめ防止のための具体的取り組み

「南中の校訓」「目指す生徒像」を基盤とした教育全般をとおして、教師と生徒が主体となっていじめ防止活動を展開する。

部活指導

礼節
 時を守る
 体づくり
 心づくり

特別活動

仲間意識
 愛校心
 奉仕の心
 絆づくり
 いじめ根絶

南中 校訓
「明朗にして自由、健康にして澆刺」

目指す人間像より

- 思いやりのある優しい人
- 自他のよさや可能性を認識し尊重する人
- 粘り強く問題を解決し困難を克服する人
- 心身の健康と安全、命を大切にする人

道徳教育

思いやり
 感謝
 友情
 信頼
 相互理解
 寛容

教科指導

分かる
 できる
 楽しい学び

(1) いじめの防止

未然防止に向けた取り組みのための方策

- ア 校訓・目指す人間像
- イ 道徳・人権教育の充実
- ウ 情報モラル教育の推進
- エ 温かな眼差しの指導
- オ 生徒主体の取り組み

(2) いじめ早期発見

いじめの積極的な認知と適切な初期対応

- ア いじめアンケートの実施
- イ 教育相談の実施
- ウ 生活ノートの活用
- エ スクールカウンセラーとの連携

(3) いじめの対応

いじめの発見・通報を受けた際の指導と対応

- ア 組織的ないじめへの対応
- イ 教員の共通理解
- ウ 保護者との協力
- エ 関係諸機関との連携
- オ 解決後の再発防止

4 重大事態の発生おける対処

A 重大事態の発生

B 1 重大事態の判断

B 2 相当期間の定義

B 3 申出に対する対応

C 教育委員会へ迅速に報告

D 1 重大事態調査組織の設置

いじめ・長期欠席対策委員会を中心に第三者が参画し組織を設置

D 2 事実確認のための調査実施

情報収集と事実・内容・整理分析を行う

D 3 情報提供

必要に応じ該当生徒・保護者に適切に情報を提供する

D 4 調査結果の報告

調査報告並びに必要な応じて生徒・保護者の所見を添付する

D 5 調査結果を踏まえた措置

再発防止に向けた対応策を検討し実施する